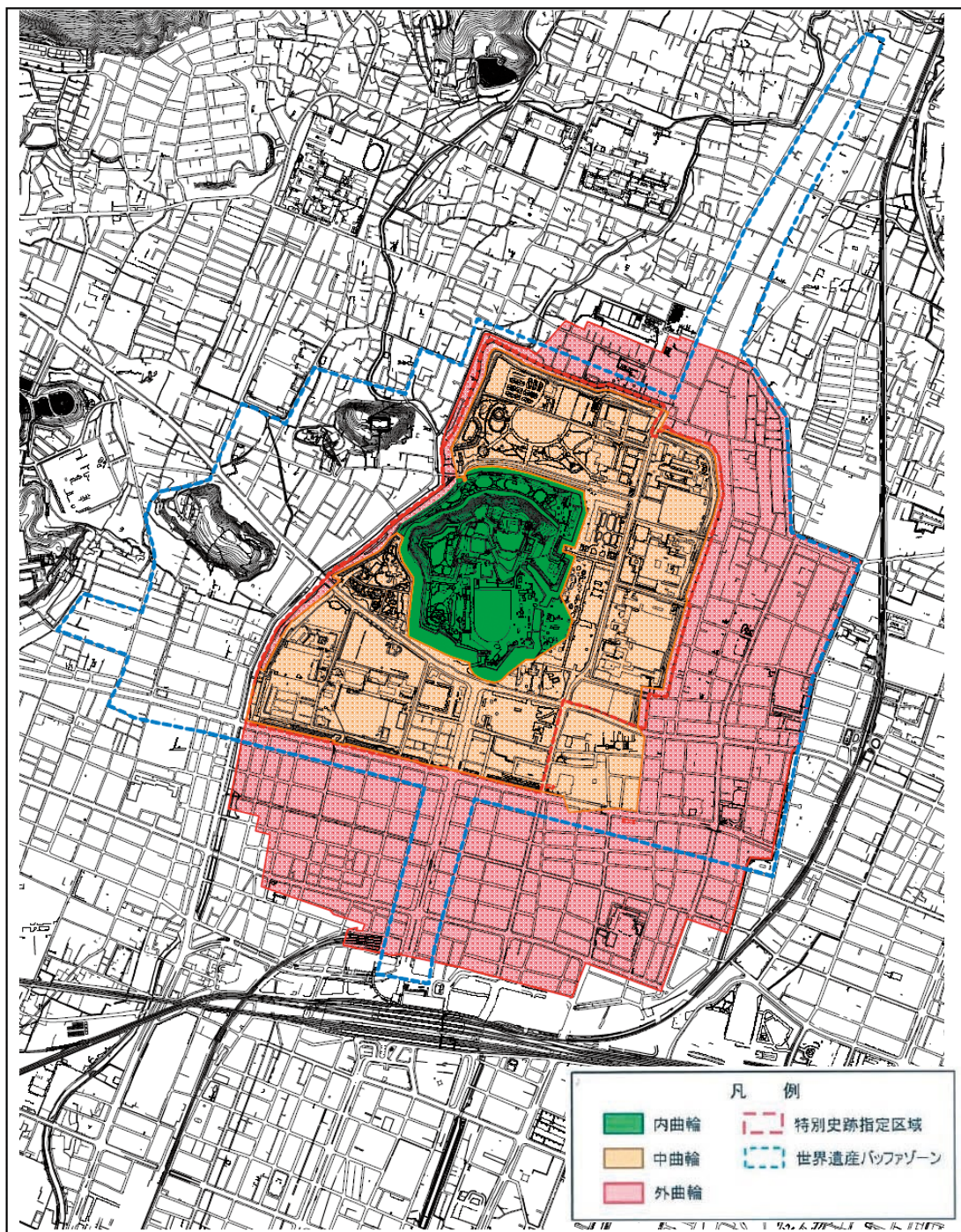


# 1 整備方針検討の目的

- ・ 姫路城跡中曲輪はほぼ全域が特別史跡の指定区域であるとともに、内曲輪への導入エリアであるため、世界文化遺産・姫路城の本質的価値を体感・体験することができる施設の整備を検討する。
- ・ 国際観光・コンベンション都市を目指す本市にとって必要である文化観光の振興や賑わい創出に繋がる都市機能の充実について検討する。
- ・ 中曲輪に存する低未利用地の活用や既存施設の再配置を図り、特別史跡の指定区域にふさわしい施設の整備を検討する。



## 2 整備方針等の位置付け

特別史跡姫路城跡整備基本計画（平成 23 年 3 月）では、保存管理・整備・活用の方針が位置づけられており、中曲輪に関する方針は次のとおりである。

### (1) 中曲輪における保存管理の目標

- ・ 特別史跡を保存しつつ、その価値を高めるための整備を推進する区域とする。
- ・ 土塁、堀など現存する遺構を保存し、失われた遺構やかつての武家屋敷地であった城下町の街路や屋敷割りなどの地下遺構は表示等による顕在化を図りつつ、併せて、歴史的な景観に調和した次世代の「文化遺産」となるような公益施設などの整備に努める。

### (2) 中曲輪における整備の基本方針

- ・ 遺構の保存や表示を行いつつ、内曲輪における天守等の建造物及び歴史的な景観と調和した土地利用を進める。
- ・ 文化財保護意識を醸成するため、姫路城はもとより文化財全般に関する教育・学習機能を有する施設の整備について検討する。
- ・ 文化観光の側面から姫路城の玄関口としてふさわしい賑わいの創出に繋がる施設整備について検討し、過去と現在が調和した空間利用に努め、将来においても本市の財産となる土地利用を行う。

### (3) 文化財活用の基本方針

- ・ イコモスが採択した国際文化観光憲章（1976 年採択、1999 年改訂）には「対立しがちな保護と観光の持続的な関係を築くべき」という考え方が示されている。このため、文化財を観光資源として活用するにあたっては、文化財保護と観光振興とが相互依存あるいは相互に調和した関係を構築し、持続可能な連携を維持するための施策を展開することが重要となっている。
- ・ 姫路城という文化財の活用を観光施策の重要な柱と位置づけるとともに、文化財保護と観光振興について継続的に良好な関係を構築するため、施設見学者が文化財の価値を認識し、保存継承の必要性を理解することが文化財に対する人為的な影響を軽減させることに繋がることに留意し、史跡見学者の学習意欲を充足させつつ、保存継承に関する啓発を行うための施設の充実と文化観光施策の展開に努める。

#### (4) 中曲輪における整備の方針（平成 23 年度から 32 年度において実施すべき計画）

##### ① 歴史文化の学習・啓発施設等の整備

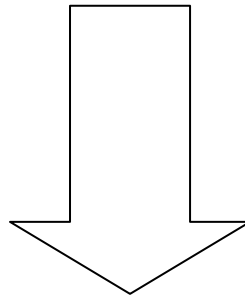
- ・ 文化財や世界遺産が持つ価値の説明や保存継承の意義の啓発、文化財に対する理解を深めるための教育機能を備えた施設の整備を検討する。
- ・ 文化財保護に関する意識の醸成、啓発のため、市立美術館、県立歴史博物館などが有する展示・見学・学習機能、日本城郭研究センターが有する調査・研究・学習機能の強化、充実に努める。

##### ② 公共公益的施設等の整備

- ・ 県営本町住宅跡地、姫路警察署跡地の特別史跡指定区域にふさわしい施設整備の在り方を検討する。
- ・ その他の公共公益的施設の整備にあたっては、特別史跡指定区域全体における管理・運営を含めた施設の必要性や配置をイメージしたうえで、中曲輪に必要な諸機能と役割について検証し、既存施設を含めた適正な機能及び施設の配置を検討する。

##### ③ 駐車施設の再編及び整備

史跡見学者の動線を把握し、既存の駐車施設の配置及び収容能力について検証する。なお、駐車施設の検証にあたっては、徒歩での散策、周遊による滞在時間の延長の促進に配慮する。



姫路城跡中曲輪施設整備方針の策定